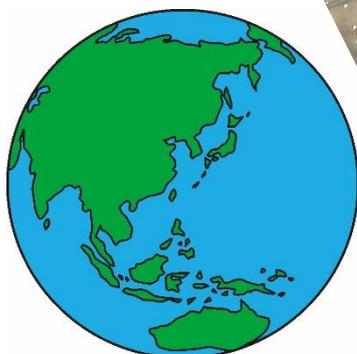


環境 アセスメント

熊本県環境影響評価条例のあらまし



熊本県

環境アセスメントとは

環境アセスメント（環境影響評価）は、開発事業が行われる場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを、事業者が事前に調査、予測及び評価し、その結果を公表して住民等や行政の意見を聴き、十分な環境保全対策を実施することにより、よりよい事業計画を作り上げていく制度です。

熊本県では、こうした環境影響評価の一連の手続としくみについて、熊本県環境影響評価条例を定め、平成13年度から実施しています。

評価項目

事業者は、対象事業を実施する場合に、住民等や行政の意見を聴き、事業内容や地域環境を踏まえ、次のような環境要素からアセスメントの対象とする項目を選択して、調査、予測及び評価を行います。

アセスメントの対象となる環境要素の範囲

■ 環境の自然的構成要素の良好な状態の維持

● 大気環境

- ・ 大気質
- ・ 悪臭
- ・ 騒音
- ・ その他
- ・ 振動
- ・ 低周波音

● 水環境

- ・ 水象（地下水の水象を除く）
- ・ 水質（地下水の水質を除く）
- ・ 水底の底質
- ・ 地下水の水象及び水質
- ・ その他

● 土壌環境・その他の環境

- ・ 地形、地質
- ・ 地盤
- ・ 土壌
- ・ その他

■ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

● 動物

● 植物

● 生態系

■ 人と自然との豊かな触れ合い

● 景観

● 触れ合い活動の場

■ 環境への負荷

● 廃棄物

● 温室効果ガス等

■ 一般環境中の放射性物質

● 放射線の量

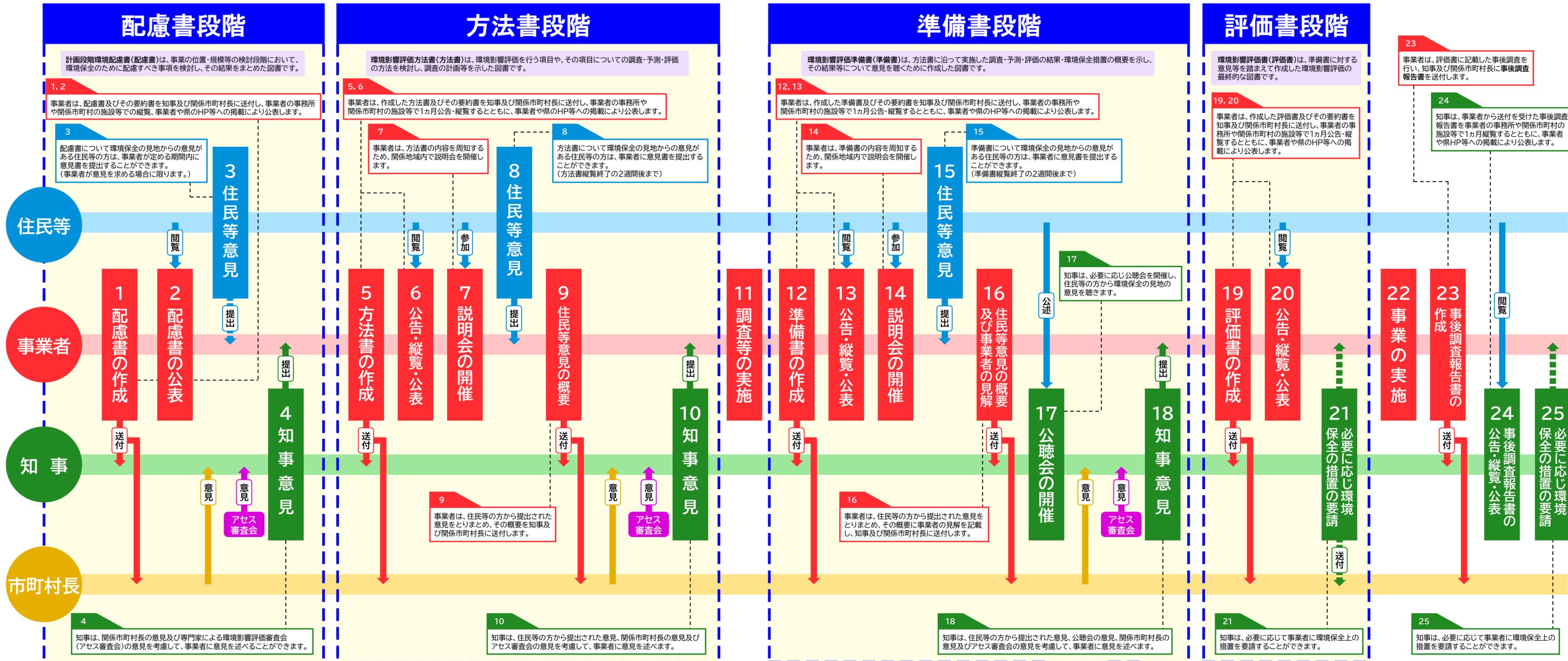
■ 文化財の保全

● 文化財



©2010 熊本県 くまモン

手順のしくみと流れ



対象事業

番号	事業の種類		環境影響評価法		熊本県環境影響評価条例	
			第1種事業	第2種事業		指定地域等
1	道路	高速自動車道	すべて	-	-	-
		指定都市高速道路	4車線以上	-	-	-
		一般国道	4車線以上かつ長さ10km以上	4車線以上かつ長さ7.5km以上	4車線以上かつ長さ5km以上	森林地域※1 2車線以上かつ長さ10km以上
		県道、市町村道等	-	-	4車線以上かつ長さ5km以上	森林地域※1 2車線以上かつ長さ10km以上
		大規模林道	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ長さ15km以上	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上	-
2	河川	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上	貯水面積50ha以上	-
		堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上	湛水面積50ha以上	-
		放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上	土地改変面積50ha以上	-
3	鉄道	新幹線鉄道	すべて	-	-	-
		鉄道・軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上	長さ5km以上	-
4	飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上	滑走路長1,250m以上	-	
5	発電所	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上	出力1.5万kW以上	-
		火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上	出力7.5万kW以上	-
		地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW以上	出力5,000kW以上	-
		原子力発電所	すべて	-	-	-
		風力発電所	出力5万kW以上	出力3.75万kW以上	出力5,000kW以上	-
		太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW以上	敷地面積20ha以上※2	-
6	廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上	埋立面積25ha以上	新設すべて	-
		廃棄物焼却施設	-	-	処理能力4t/時以上 又は100t/日以上	-
		し尿処理施設	-	-	処理能力100kL/日以上	-
7	公有水面の埋立て・干拓	面積50ha超	面積40ha以上	面積25ha以上	干潟等地域 面積5ha以上※3	
8	土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha以上	面積50ha以上	地下水保全地域 面積25ha以上※4	
9	新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha以上	面積50ha以上	地下水保全地域 面積25ha以上※4	
10	工業団地の造成事業	面積100ha以上※5	面積75ha以上※5	面積50ha以上	地下水保全地域 面積25ha以上※4	
11	新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha以上	面積50ha以上	地下水保全地域 面積25ha以上※4	
12	流通業務団地の造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上	面積50ha以上	地下水保全地域 面積25ha以上※4	
13	住宅団地の造成事業	面積100ha以上※5	面積75ha以上※5	面積50ha以上	地下水保全地域 面積25ha以上※4	
14	農用地の造成事業	-	-	面積100ha以上※6	-	
15	スポーツ又はレクリエーション施設	スポーツ又はレクリエーション施設	-	-	面積50ha以上	地下水保全地域 面積25ha以上※4
		ゴルフ場	-	-	面積20ha以上又は変更後の面積20ha以上かつ増加面積5ha以上	-
16	下水道終末処理場	-	-	計画処理人口10万人以上	-	
17	工場、事業場	-	-	燃料使用量8kL/時以上又は平均排水量1万m ³ /日以上	地下水保全地域 燃料使用量8kL/時以上又は平均排水量5,000m ³ /日以上	
18	豚房施設	-	-	豚房面積7,500m ² 以上又は増設後の面積9,000m ² 以上	-	
19	岩石、土、砂利の採取	-	-	面積30ha以上又は変更後の面積50ha以上	-	
20	その他の造成事業	-	-	面積50ha以上	地下水保全地域 面積25ha以上※4	
○港湾計画		埋立て・掘込み面積の合計300ha以上		埋立て・掘込み面積の合計150ha以上		

※1 「森林地域」とは、国土利用計画法に規定する森林地域(農用地区域との重複部分を除く)をいう。

※2 太陽電池発電所の敷地面積には、太陽電池アレイやコンディショナー等の設備の他、調整池や残置森林等の面積を含む。

※3 「干潟等地域」とは、干潟、藻場及び国土利用計画法に規定する自然公園地域をいう。

※4 「地下水保全地域」とは、熊本県地下水保全条例の指定地域をいう。ただし、事業により採取する地下水の量及び開発により減少する地下水のかん養量を超えてかん養を実施する等が確実であると見込まれるものとして知事が認める事業を除く。
また、土地区画整理事業にあつては、最近の国勢調査の結果による人口集中地区の面積を除く。

※5 独立行政法人都市再生機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に限る。

※6 農用地以外の土地から農用地への地目変換に係るものに限る。

※この表は、環境影響評価法施行令別表第1、条例施行規則別表第1を要約したものです。具体の事業への適用に当たっては、同表を参照してください。

※環境影響評価法の対象事業は、手続の一部が条例と異なります。

お問合せ先

熊本県環境生活部環境局環境保全課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

TEL : 096-333-2268

Email : kankyuhosen@pref.kumamoto.lg.jp

発行者：熊本県
所属：環境保全課
発行年度：令和7年度